

「経済的支援検討会における中間取りまとめ叩き台」についての意見

3、経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式について

(4) 経済的支援制度に関する法形式

次の文章を入れる。

「ただし、犯罪被害者等保障金の支給等に関する法律に改称する。」

理由 (1) 社会連帯共助の精神に基づく見舞金として位置づけられた「犯罪被害者等給付金支給法」が定められ、その後犯罪被害者等給付金の改善が進められ、法律の名称も「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」と改称されたが、今回「犯罪被害者等基本法」「犯罪被害者等基本計画」が定められ、給付金の理念も改め、「社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」と定めようとしており、この機会に名称も改めることが望ましいと考える。

(2) 給付は、「国や公共団体が規定に従って保険金などを支払うこと」を意味しており、今回の改訂の趣旨・内容を示していると考えるが、一般的には「特定の相手に何らかの物品もしくは便宜を与える」という意味で使われ、「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」趣旨から考え「給付」は適切でないとの印象を与える。

(3) 保障は、「それが守られるように手段を講じること」を意味しており、「犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」という意味合いを示すものであり、適切な表現であると考える。

(4) 「保障」の用語は、自動車損害賠償保障制度、自動車損害賠償保障法における政府保障事業のように既に法律の名称として使われている。

以上